

大学等における安全保障貿易管理のための体制、意識啓発等について

(平成27年7月14日付文部科学省事務連絡概要)

文部科学省では、経済産業省の依頼等を受け、これまで大学及び公的研究機関等に対し、外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）を踏まえ、大量破壊兵器への転用等、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある貨物の輸出や技術提供、機微情報の流出を防ぐ、安全保障貿易管理の徹底を要請してきています。

外為法の罰則は、違反行為をした関係者のみならず、法人も対象となり得るなど、万が一、外為法違反に問われた場合は、組織にとっても大きなリスクとなるおそれがあります。一方で、安全保障貿易管理は、大学等の国際交流の活動を抑制する意図で行われるのではなく、それらの活動を加速化しやすい環境を醸成することにつながるものです。そのため、急速なグローバル化の進展など、近年の高等教育をとりまく状況の変化を踏まえ、各大学等における必要な体制の整備、意識啓発等の対応について、平成27年7月14日付で主に以下の内容の事務連絡を、高等教育企画課長名で、各国公私立大学長、公私立短期大学長、国公立高等専門学校長へ発出しました。

1 大学等における必要な体制の整備について

- 外為法及び関連法令においては、平成22年度より具体的な管理手続の策定などを求める「輸出者等遵守基準」が定められており、反復継続して貨物の輸出や技術の提供（大量破壊兵器への転用等の懸念がある用途にも利用可能な資材、機材の輸出や技術の提供を含む）を行う組織には、これを遵守した行動、必要な体制の整備が求められており、大学等も例外ではない。
- 留学生の受入れや、所属教員の海外での研究活動等、何らかの形で国際的な活動が行われている大学等では体制の整備が必要。
- 実際に必要とされる体制は各大学等の規模や教育・研究及び国際交流活動の状況に応じて異なるが、法令に定められた責任者を定め、懸念事例を適切に把握し、必要に応じて経済産業省の窓口等に相談できるような体制を置くことが必要。出張手続、外部資金の受入れ、留学生・外国人研究員の受入れ手続の各段階でチェックを行い、懸念事例を把握するような体制整備が一例。

2 意識啓発の実施について

- 大学等の経営層が安全保障貿易管理に対する学内規則の整備、担当部署の明確化等の処置をとることが重要であるとともに、安全保障貿易管理に取り組む意義・必要性に関して理解することが必要。
- 広範な技術内容を管理する必要のある大学等の特有の事情から、対象となる技術内容を最も理解している教員が、正しく安全保障貿易管理についての制度を理解して、教育・研究活動に携わることが重要。
- Web 上に公開されている関連情報の活用（経済産業省 <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>、一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp>、特定非営利活動法人産学連携学会<http://www.j-sip.org/info/anzenhosho.html>）。

3 説明会の開催について（略）

【本件問合せ先】

文部科学省高等教育局国際企画室

TEL : 03-6734-3779